

奈良県告示第三百五号

高病原性鳥インフルエンザのまん延防止のため、奈良県家畜伝染病まん延防止規則（昭和二十六年十月奈良県規則第五十二号）第二条の規定により、当分の間、次のとおり家畜及びその死体並びに物品の移動及び搬出を禁止する。

令和二年十二月六日

奈良県知事 荒井正吾

一 移動及び搬出を禁止する家畜等の種類

鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥並びにこれらの死体

二 移動及び搬出を禁止する物品

高病原性鳥インフルエンザの病原体をひろげるおそれがある物品

三 移動及び搬出を禁止する区域

1 別図の移動制限区域

移動制限区域内に現に存する移動及び搬出を禁止する家畜等について、その移動及び搬出を禁止する。

2 別図の搬出制限区域

搬出制限区域内に現に存する移動及び搬出を禁止する家畜等について、当該区域外への搬出を禁止する。

（別図は省略し、その図面を奈良県食と農の振興部畜産課に備え置いて縦覧に供する。）